

■契約から1年後に設置された浄水器

昨年4月に、突然訪問してきた営業員から高額な浄水器の購入を勧められた。お金がないからと断ったが、「お金は1年かけて貯めればいいから。とりあえず署名だけでも」と言われ、契約書に署名してしまった。

その後何の連絡もなく、契約したことを忘れていたが、1年も経った今年の4月に営業員が浄水器を取り付けに来た。契約書をよく見ると、設置日の欄には今年4月の日付が書かれており、代金の支払いを求められた。

売買契約の商品の引渡時期については法律上規制がありません。契約から履行までの期間が長い場合には十分注意が必要です。「とりあえず」という言葉に誘われ、「つい」契約してしまい、なかなか商品が届かないので忘れてしまったとしても、契約を白紙に戻すことは簡単ではありません。

契約に「とりあえず」はありません。内容を十分確認、検討して、納得してから結ぶようにしましょう。

少しでも不審に思ったときには、東北経済産業局、若しくは最寄りの消費生活相談窓口へ御相談ください。

東北経済産業局 消費者相談室 電話番号 022-261-3011

受付時間 10時～12時、13時～16時